

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(病気休暇)</p> <p>第13条</p> <p>2</p> <p>(2) 結核性疾患の場合 <u>1年</u></p> <p>(3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合 <u>90日</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第13条</p> <p>2</p> <p>(2) 結核性疾患の場合 <u>1年に、病気休暇開始日前の勤続年数1年（1年未満の端数は1年とする。）につき20日の割合で計算した日数を加算した期間</u></p> <p>(3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合 <u>90日に、病気休暇開始日前の勤続年数1年（1年未満の端数は1年とする。）につき20日の割合で計算した日数を加算した期間</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に承認を受ける病気休暇から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に承認を受けている病気休暇に係る負傷又は疾病のための当該病気休暇の期間に連続する病気休暇についての改正後の第13条第2項の規定の適用については、同項第2号中「1年」とあるのは「1年に、病気休暇開始日前の勤続年数1年（1年未満の端数は1年とする。）につき20日の割合で計算した日数を加算した期間（その期間の末日が平成18年10月1日から起算して1年を経過する日より遅い日である場合は、当該経過する日までの期間）」と、同項第3号中「90日」とあるのは「90日に、病気休暇開始日前の勤続年数1年（1年未満の端数は1年とする。）につき20日の割合で計算した日数を加算した期間（その期間の末日が平成18年10月1日から起算して90日を経過する日より遅い日である場合は、当該経過する日までの期間）」とする。